

介護員養成研修
(介護職員初任者研修課程)

学則

社会福祉法人 寿広福社会

平成25年度

介護職員初任者研修養成研修(通信形式) 学則

(事業所の所在地)

第1条:本研修は次の事業者が実施する。

社会福祉法人 寿広福祉会 茨城県常総市新石下1031

(名称)

第2条:介護職員初任者研修

(目的)

第3条:本会は、高齢者の増加や介護現場の人材不足に対し適切な研修を行い広く社会福祉に貢献できるよう、必要な知識、技術を有する職員の育成を行う事を目的とする。

(実施場所)

第4条:実施場所は 特別養護老人ホーム L・ハーモニー石下 地域開放室及び会議室とする。

(茨城県常総市原宿1155)

(研修期間・定員)

第5条:研修期間・定員は、次のとおりとする。

平成 26年 7月 5日 ～ H26年 9月 27日

計 20名

(受講対象者)

第6条:受講対象者は次のとおりとする。

上記期間の通学が可能で、心身ともに健康な者とする。

介護の仕事に関心があり、受講終了後は介護職に就く事を希望している者。

(研修参加費用)

第7条:研修費用は次のとおりとする。(金額は全て消費税込み。)

受講料 70.000 円(テキスト代:3.150円含む)

第8条:研修に使用する教材は、次のとおりとする。

(使用教材) (株)QOLサービス:介護職員初任者研修テキスト

(研修カリキュラム)

第9条:研修を修了するための履修しなければならないカリキュラムは別表1のとおりとする。

(専任講師氏名)

第10条:専任講師は次の通りとする。

- ・木村 強
- ・平井 智美
- ・矢野 鎮子
- ・金子 祥恵
- ・若山 修一
- ・木村 美紀

(実習施設)

第11条:実習を行う施設は次のいずれかの事業所で行うこととする。

特別養護老人ホーム L・ハーモニー石下

L・ハーモニー石下 通所介護事業所

L・ハーモニー石下 短期入所生活介護事業所

(募集手続き)

第12条:募集手続きは次のとおりとする。

- (1) 本会指定の申込用紙に必要事項を記入の上、期日までに申し込む。但し、定員に達した時点で申し込みは終了する。
- (2) 本会は書類審査の上受講者の決定を行い、受講決定通知書を受講者宛通知する。
- (3) 受講決定通知書を受取った受講者は、指定の期日までに受講料等を納付する。
- (4) 本会は受講料等の納入を確認した後、教材を郵送する。

(通信形式の実施方法)

第13条:通信形式については、次のとおり実施する。

(1) 通信課程の対象地域は茨城県内とする。

(2) 学習方法

添削課題を提出期限までに提出することとする。ただし、合格点に達しない場合は、再提出を求める。

(3) 評価方法

添削課題については、課題の理解度及び記述の的確性・論理性に応じて、担当講師がa、b、c、dの評価を行うこととする。(100点を満点とする。)

(a=80点以上、b=79~70点、c=69~60点、d=59点以下)

(4) 個別学習への対応方法

受講者の質問については、質問表の郵送、FAX(番号:0297-43-1977)又は電話(電話:0297-44-6616)により受け付ける。

(科目の免除)

第14条:科目の免除についてはこれを認めない。

(研修修了の認定方法)

第15条:茨城県介護職員初任者研修に係る事業者及び研修指定要綱に定める所定のカリキュラムをすべて終了し「9. ことごとからだのしくみと生活支援技術」の中で介護技術の習得が評価されかつ、修了評価の結果が所定の水準を超えるものであることが確認された場合に修了証明書を交付し、修了認定を行う。

(修了評価の認定基準について)

第16条:修了評価については次の通り行うこととする。

(1)修了評価については知識・熟練度を評価する事を目的とし、実施方法については筆記試験によりA・B・C・Dの4区分で評価し、C以上の受講者が評価基準を満たすこととする。

(100点を満点とする)

A=90点以上 B=80～89点 C=70～79点 D=70点未満

(2)D評価の受講者については、必要に応じて補講を行い基準を満たすまで再評価を行うこととする。

(出席者の確認)

第17条:研修開始前に「受講生証」の提示により出欠の確認をする。

(研修欠席者の扱い)

第18条:理由の如何にかかわらず、研修開始から10分以上遅刻した場合は欠席とする。また、やむを得ず欠席する場合には必ず研修開始前までに電話等により届け出ることとする。

(補講について)

第19条:研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、講義・演習総時間の1割を上限とし、補講にかかる受講料等については無料とする。

(受講の取消し)

第20条:条次に該当する者は、受講を取消することができる。

(1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みが無いと認められる者。

(2) 学習態度が著しく悪く、研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者。

(3) 感染症にかかっている者(尚、感染症の疑いある場合は診断書の提出等により非感染が明らかになるまで、受講を中断して頂く場合があります)

(4) 講義・実習の進行を妨げるなど、他の受講生の受講・実習の迷惑になる行為を行い、あるいは、講師・職員・実習先の指示に従わず、改善が認められないと当社が判断したとき。

(5) 開講日より8ヶ月を経過して、なお全研修課程を修了できない者。

(6) 受講者が極端に少なく、本会が受講中止と判断した場合。

尚、上記理由(1)～(5)により除籍となった場合は、一切の保証・返金を行わないものとする。また、感染症等の疾病を有するなど身体状況等と照らし、受講状況に耐え得ることが難しいと当社が判断した場合はその判断のために診断書の提出を求める場合がある。

(修了証書等の交付)

第20条:第14条により修了を認定された者には、本会において茨城県訪問介護員養成研修事業実施要綱8 に規定する修了証明書及び修了証明書(携帯用)を交付する。

(修了者管理の方法)

第21条:修了者管理については、次により行う。

(1) 修了者は終了者名簿に記載し、茨城県が指定した様式に基づき知事に報告する。

(2) 修了証書の紛失等があった場合は、修了者の申出により再発行を行う。

但し、修了証明書及び携帯用修了証明書の再発行にかかる料金については、それぞれ1枚につき500円を受講者の負担とする。

(受講料返還方法)

第22条:受講料の返還については、次のとおりとする。

(1) 開講1週間前までに解約の申し出があった場合、受講料を全額返還する。

(2) 開講後に解約の申し出があった場合、返還は行えないこととする。

(3) 解約は、「解約申請書」にて申し出があった場合に限る。

(4) 受講料返還方法は、銀行口座振込とし振込手数料は本人負担とする。

(5) 希望者が極端に少なく、本会で受講中止をした場合は全額を返金する。

(施行細則)

第23条この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められる時は本会がこれを定める。